

フィリピンにおける看護師・介護福祉士候補者の 帰国後の状況と課題

新潟医療福祉大学社会福祉学科・岡田史

【調査研究の目的】

「経済連携協定」(EPA: Economic Partnership Agreement)は、国や地域を限定して、関税等の貿易障壁を撤廃することにより、モノ・ヒト・カネ・サービスの移動を促進させようとする協定である。フィリピンとの間では2006(平成18)年9月9日に、インドネシアとの間では2007(平成19)年8月20日に協定が結ばれ、2007(平成19)年より、看護師・介護福祉士候補者が来日している(表1)¹⁾。

表1 経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等の現状

| | 入国者数 | 就労中の人数 | 雇用契約終了後帰国者数 | 候補者 | | | 合格者 | | | |
|--------|-------|--------|-------------|--------|-------------|-------|--------|-------------|-----|----|
| | | | | 就労中の人数 | 雇用契約終了後帰国者数 | 合計 | 就労中の人数 | 雇用契約終了後帰国者数 | 合計 | |
| インドネシア | 看護 | 392 | 212 | 180 | 166 | 175 | 341 | 46 | 5 | 51 |
| | 介護 | 500 | 409 | 91 | 384 | 81 | 465 | 25 | 10 | 35 |
| フィリピン | 看護 | 237 | 158 | 79 | 144 | 78 | 222 | 14 | 1 | 15 |
| | 介護 | 396 | 332 | 64 | 331 | 64 | 395 | 1 | 0 | 1 |
| | 介護修学 | 37 | 32 | 5 | 10 | 5 | 15 | 22 | 0 | 22 |
| 看護合計 | 629 | 370 | 259 | 310 | 253 | 563 | 60 | 6 | 66 | |
| 介護合計 | 933 | 773 | 160 | 725 | 150 | 875 | 48 | 10 | 58 | |
| 合計 | 1,525 | 1,111 | 414 | 1,025 | 398 | 1,423 | 86 | 16 | 102 | |

2013(平成25)年1月1日時点(厚生労働省の資料より)

こうした外国人が看護・介護の専門職となるためには、日本語を習得することが大きな課題となっている²⁾が、それだけではなく、看護・介護という生活文化に根差した支援を仕事とする場合に、母国における介護観や労働観の影響を受けギャップが生じる。日本に外国人看護・介護専門職を受け入れる場合、どのような準備が必要であるかということとともに、日本の介護福祉文化をどのように伝えるべきかを明らかにしたい。

【方法】

山崎イチ子花園大学元教授の発案により、安里和晃京都大学文学研究科特定准教授が企画・実施した調査活動に参加し、帰国した看護・介護福祉士候補者にグループインタビューを行い、日本において、どのように働いていたか、日本における体験で楽しかったこと辛かったこと、日本で学んだことをどう活かしているか等話をしてもらい検討した。また、マニラ近郊の老人ホーム等の施設を訪問して高齢者介護の実態を調査した。

【結果】

3人の帰国者の話を聞くことができたが、全員が看護師候補者であった。日本では、主に入院している高齢者の看護・介護の業務にあっていた。Aさんは、夫が船員で日本にと

きとき寄港して会うことができたので、途中妊娠をして、本国に帰って出産をし、国家試験を受けるため生まれた子どもを残して再来日した。この旅費等の費用の全てを配属された病院が負担をしていた。また、この病院では、勤務時間の中に学習時間を設けていた。その結果、国家試験に合格することはできなかったが、十分な支援をもらったと感じていた。他方、Bさんは、勤務時間内に学習時間は与えられず、業務はほとんど入院している高齢者の介護だったと話した。

「嫌だったことは」という質問に対して「人前で叱られること」と3人全員が答えた。フィリピンでは、人前で叱られることは、大きな侮辱を与えられたと感じると説明された。

日本の国家試験が英語であれば、合格することができたと思うかという質問に対して、「思う」と答えていた。これからの仕事についてたずねると、「現地の日本企業の通訳の仕事を見つけ、そこで働く」という。看護師として働くという答えは、誰からも聞かれなかった。

介護施設見学は、マザーテレサの施設と教会系の施設の見学をすることができた。また、外国人を対象とした介護住宅を見学し、一人の日本人男性の高齢者に会うことができた。その介護職員は十分な知識・技術を持っていなかった。

【考察】

日本語という習得困難な言語を理解して国家試験に合格することは大変困難であり、日本における受け入れ側の状況も多様であり、この協定の実施には課題が多い。人前で叱られるということに対して、大きな精神的ダメージを受けるということについては、フィリピン人の場合、日本人とは異なる受け取り方をし、異なる屈辱感に苦しむのではないかと推察された。

また、看護や介護は、家族や親族が主として行い、それが得られない場合に、施設で最低限の保護を慈善事業として行う段階にある。専門的な看護・介護サービスは、主として在比外国人を対象として提供されている。

【結論】

EPAにおける看護師・介護福祉士候補者として来日する人々への支援については、学習環境の整備だけではなく、国民性に配慮した支援方法も考えなければならない。また、帰国後においては、日本で学んだことが活用できる環境整備が望まれる。

フィリピンにおける介護福祉は、慈善事業の域を出ず、介護福祉サービスとして定着しつつある我が国の状況とは大きな乖離があり、このギャップを埋めるためにも、日本における学習環境を整備するだけではなく、母国における介護福祉のあり方についても検討する必要がある。

【文献】

- 1) 厚生労働省。(2013年3月1日)。経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の現状。
- 2) 遠藤織枝。(2012)。介護現場のことばのわかりにくさ。介護福祉学, 94-100。